

総務委員会 会議録

- 1 期 日 令和7年2月25日（火）
- 2 会 議 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前10時00分
- 4 閉会時刻 午前11時06分
- 5 出 席 者

【議会】

委員長	藤原 正光	副委員長	石川 紀子
委員	嶺岡 慎悟	委員	鈴木 久裕
委員	二村 禮一	委員	草賀 章吉

【当局】

担当部課長

【事務局】

議事調査係 望月

傍聴者等 あり

6 議 題

(1) 付託議案審査

- ・ 請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める請願書
- ・ 議案第24号 掛川市部設置条例の一部改正について
- ・ 議案第46号 普通河川大溝川函渠他工事請負契約の締結について

7 会議の概要

別紙議事録のとおり

令和7年2月25日

以上のとおり、報告します。

掛川市議会議長 松本 均 様

掛川市議会総務委員会委員長 藤原 正光

議 事

午前10時00分 開議

○委員長（藤原正光） それでは、皆さん、予算決算委員会に引き続きまして、総務委員会のほう御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

それでは、私から数点御連絡申し上げます。

初めに、傍聴の申出があり、委員長において許可しましたので、御報告いたします。

次に、当局から説明資料の配付について申出があり、許可しましたので、お手元に配付してあります。

続いて、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いいたします。

また、質疑は一問一答方式をお願いいたします。委員からの質疑の際は、議案等のページ等を示し、疑問点を明瞭にして発言をお願いいたします。併せて、当局答弁につきましても、簡潔に分かりやすくお願いします。

なお、議案に関係のない質疑や意見は制止することがありますので、御承知おきください。

以上、事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります

まず、請願第4号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める請願書を議題といたします。

本請願の要旨等は、先日配付済みです。

本請願につきましても、提出者のほうから意見陳述の申出があり、過日、議会運営委員会での申出が許可されました。

これより請願提出者による意見陳述を実施いたします。

なお、陳述につきましても、5分以内をお願いいたします。

それでは、渡邊様、陳述をお願いいたします。

○意見陳述者（渡邊久次） すみません、先に松井、よろしいですか。

〔請願提出者 陳述〕

○委員長（藤原正光） 松井様、渡邊様、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから陳述者への質疑等はございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ちょっと陳述者への質問の前に、趣旨説明というのが、今日は意見陳述をしていただいただけだったと思うんですけども、そのあたりの区分というか、どういうふうになっているのか。通常は意見陳述だけでやっていると思うんですけども、ちょっと非常にイレギュラーな形になりましたんで、これで、前にやったじゃないかというふうになってはいけないと思う、そのところをちょっと整理だけしていただければと思います。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員、意見陳述として説明をされたという解釈でお願いできればと。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） で、陳述者、1名ですよ。そのところも、委員長の整理ということで、それはそれで結構ですけども、基本的にはそういうことですので、よろしくお願ひしたいなと思います。

○委員長（藤原正光） 申し訳ありませんでした。私のところにも渡邊様という形でちょっとお話を聞いていたもんですから、急に今ちょっと松井様もお話ししたら、ちょっと私もびっくりしてしまっ、止めなかったことは私の責任でありますんで、鈴木委員、申し訳ありませんでした。

○意見陳述者（渡邊久次） ちょっと手違いがありまして、申し訳ありませんでした。

○委員長（藤原正光） お二人で意見陳述という形でお許しいただければというふうに思います。

その、いいですか。では、陳述者に対する質疑等はございますでしょうか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 一応、確認と、掛川市平和委員会という組織について、ちょっとお聞きできればと思います。人数だったりとか、どういうことの活動。

○意見陳述者（松井治） 全国的な組織なんですけれども。

○委員長（藤原正光） 渡邊さんが答えられます。よろしいですか。お願いします。

○意見陳述者（渡邊久次） 日本平和委員会という形でありまして、もう戦後ずっとその平和の問題を取り上げて、特に、核兵器の廃絶という問題を中心に運動を進めてまいりました団体であります。

現在でも毎年世界大会というのを、その平和委員会も日本原水協という、そういう団体の中の一部の組織なんですけれども、原水爆禁止日本協議会という形で、世界平和大会というようなものを実施されてきている、そういう団体であります。

○委員長（藤原正光） 嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 掛川市民でどれくらいいらっしゃる。

○意見陳述者（渡邊久次） 会員さんですか。会員さんは、30名くらいですね、今ね。

○委員長（藤原正光） 30名ぐら이다そうです。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見陳述及び質疑のほうを終結いたします。

陳述者の方については、お忙しいところ本委員会に出席いただきまして、説明どうもありがとうございました。

では、傍聴席のほうに移動をお願いいたします。

それでは、委員間討議のほうをしていきたいというふうに思います。

御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

二村委員。

○委員（二村禮一） 先日も総務委員会でこの件についていろいろ議論され、私もやってきたわけですけれども、先日も伺った、先ほどは陳情がありましたけれども、この内容全てをちょっと私は賛成することはできません。

昨年10月には、核兵器廃絶を求める運動を続けておった日本原水爆被害者団体協議会の活動の功績は、私も高く評価しておりますし、また、ノーベル平和賞を受賞した被爆者の訴えが国際社会から核兵器の廃絶の動きを後押ししていることは非常に理解しているんですけれども、少しこの内容を変えていただく、そういうことで私は、後でまた説明しますけれども、ほかの方が。それでよければということで、この内容全てをいいですよというわけにはいきません。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

意見書をということでもありますけれども、その意見書内容の文言について、少し賛成できないところがあるというような御意見だったかと思えます。

鈴木委員、お願いいたします。

○委員（鈴木久裕） 今の御発言で、日本政府に対して核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求めていくということ自体には特に。

○委員（二村禮一） そういう意味で。

○委員（鈴木久裕） 問題ないということですよ。

○委員（二村禮一） はい。

○委員長（藤原正光） 二村委員、そこについてはもう賛同できるという。

○委員（二村禮一） はい。

○委員長（藤原正光） 賛同はできるということでございます。

そのほかございますか。

○草賀委員。

○委員（草賀章吉） 以前、オブザーバー参加をしたらどうかという意見書を出したんですけれども、結果的には政府はオブザーバーを出さないということになっているんで、政府の中での考え方は述べられるではないんですけれども、この今陳情についても、この掛川市平和委員会という皆さんは多分共産黨員の方々を中心にされている団体だというように、ちょっとさっきネットで見たらあったんですけれども、そういったところを含めると、少し文言がきついなということであるので、もうちょっと政府の実態も含めて、柔らかい表現のほうがいいのかなということで、タイミングとしては、この日本原水爆被害者団体協議会がノーベル賞をもらったからって、だからいいではないんですけれども、タイミングとしてはそういう風潮になっているのかなという感じがするので、ただ意見書を出したから、すぐじゃ政府が態度を変えていくかという、これはなかなか難しい話だとは思いますが。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

今のノーベル平和賞を受賞したりという、そういった国際社会の動きとしては、タイミング的には今こういったものを提出していくのは賛同できるということであれば、言葉が、文言が少しきついのではないかというような御意見をいただきました。

そのほかございますか。

これ、今の草賀委員の御意見でもいいですし、その辺、別の意見でもいいんですけれども。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） そうですね、今までいろんな、この議会でも私も議員になってから 3回ぐらい、初めは否決みたいな形と、そこからオブザーバー参加。1回目のときから、私、実は会派内ではオブザーバー参加ということは、結構主張はしていたんですけれども、会派とか調整の中で、やっぱりそういうこともなく、で、前回、オブザーバー参加ということで、国の動きは結局、オブザーバー参加もしないということで動きは取ってはいますが、この今回、ノーベル平和賞の関係もそうですけれども、やっぱり地元の広島市だったりとか長崎市なんかの自治体、何人かもやっぱりここに関してはぜひ進めてほしい。岸田前総理だったときは、もちろん広島出身の岸田前総理がなかなかそこまではできなかったというところはあるかとは思いますが、地方分権の中で、趣旨としてはぜひここは、外交の問題だとかいろいろあって、多分国のそういう状況なんだろうというのは推測される部分はありますけれども、私たち地方自治体としての考え方としては、やっぱりこ

の参加・調印・批准ということは求めていいんじゃないかというふうに私は思っていますので、その方向で。文言に関しては、ある意味、私はある一定度お任せするというような思いはありますが、特にこのタイトルの部分に関しては、賛同していきたいなというふうに思っています。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

タイトルの部分に関しては賛同できるよというお話。今、嶺岡委員がおっしゃってくれた中に、掛川市議会の最近で平成31年の3月ですかね、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書というのが不採択になっておりまして、令和3年の3月も陳情書のほうが出ておりまして、不採択になっているという経緯がありますが、令和5年にはオブザーバー参加、先ほど、これ草賀委員も言ってくれたオブザーバー参加を求める意見書、これは採択をしているというような状況であります。

そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先ほどの意見陳述の方にありましたけれども、掛川市は非核平和都市宣言ですので、もうしている都市でありますので、当然、こういったことは求めていくということはいいことだと思いますし、全体としては賛同、個々の表現については、いろいろ御意見はあるでしょうから、少しは変えるということあるかもしれませんけれども、参加・調印・批准を求めていくということについては、私はいいことだなというふうに思います。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

鈴木委員のほうから、批准を求めていくことはいいことだ、ただ文言については今、賛成できないよという御意見も出ているのは、それは修正もやむを得ないというような御意見だったかと思います。

そのほかございますか。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） ありがとうございます、御説明。

私も、今、鈴木委員がおっしゃったように、やっぱり必要なことではある、掛川市にとっては重要ではあるとは思いますが、賛同部分も確かにあるんですけども、この文言のなくてはならないというその表現とかが、市民がやっぱりそこまできちっと考えて物を申しているかというところがあるので、やっぱり文言についてはすごく注意深くならなければいけないというのが1つと、やっぱり、これだけ議員でこう議論し合うということは、掛川市の議会からも出す必要があるんじゃないかと、意見書として出すことはいかがかというふうに考えますが、そのあたりいかがでしょう

か。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

賛同できるところがあるので、意見書としては出してはどうかというような御意見だったかというふうに思います。

そのほか、今の石川副委員長の御意見に対してでもいいですし、何かほかの御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、以上で討議を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

請願第 4号、日本政府に核兵器禁止条約への参加

〔「ちょっといいですか、質問」の声あり〕

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今、文言少し変えればということと、そのストレートに採択といたらこの文章という採択になるんですか。その辺が、それをちょっと。

○委員長（藤原正光） 今御意見あった部分については、文言を修正すれば、趣旨は分かるよというような御意見、結構出ていたかというふうに思いますので、まずは、この今出ている請願書についての採決をさせていただきたいなというふうに思います。

その後、今の委員の皆さんのお話ですと、趣旨が分かりますんで、意見書を出すことがと今ちょっと副委員長のほうも言っていたんですが、その辺について皆さんの意見、ちょっとお諮りしてみようかなというふうな思いではおりますけれども、よろしいですかね、それで。

○委員（鈴木久裕） じゃ、選択肢は、採択、

○委員長（藤原正光） とか、不採択かというところになるのかと思います。

それでは、改めさせていただきます。

採決に入ります。

請願第 4号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める請願書について、採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、請願第 4号については、賛成少数にて、不採択とすべきものと決定をいたしました。

それでは、今、鈴木委員のほうからも少し質問があったんですが、今の皆さんの意見の中に、掛

川市議会として意見書を出すことは重要ではないかというような御意見もありましたので、このことについて少し、皆さんいかがでしょうかということでお伺いできればと思いますけれども。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 総務委員会として練って、本会議のほうに提案していくということで、ぜひやっていただければと思います。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

鈴木委員のほうから、総務委員会のほうで改めて、少し文言を修正してでも出していくべきではないかというような御意見をいただきました。

そのほか、もしございますか。

〔「それでいいです」「異議なし」の声あり〕

○委員長（藤原正光） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（藤原正光） 今、賛同いただきましたので、今、意見書を少し修正したのが、ありますか。

〔「いいですか」の声あり〕

○委員長（藤原正光） いいですか。

では、石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） すみません。先ほど意見述べさせていただきましたが、意見書案を作成、会派のほうでしましたので、皆さんに見ていただきたいと思いますが、それで議論していただけたらと思っています。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

〔「はい」「異議なし」の声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、配付をしてもよろしいということですので。

それでは、しばらくちょっと休憩させていただきます。

休憩～再開

○委員長（藤原正光） それでは、再開をさせていただきます。

今、石川副委員長のほうから、意見書案という形で今提出をいただきましたので、説明を少しお

願いできればと思います。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） それでは、すみません。こちらの意見書は、題目も先ほどのお話ししてくださった方たちと同じような内容になっています。題目も変わりません。

それと、1段目のところは、高まる中ということで、今の国際社会において重要な役割を果たす立場にあるということで、ここも同じです。

その下のところは、先ほどの説明の中にもありましたが、そちらのほうの説明と同じように、長年にわたり核兵器廃絶を訴えてきた歴史を有していると。

そして、3段落目は、10月にはノーベル平和賞を受賞したこと、それから、核兵器廃絶の動きを後押ししていることは明白であるという、この趣旨は説明されたことと同じであります、残りの3行です。

現在の状況を踏まえ、日本政府は、核兵器禁止条約に対して、より前向きな姿勢を示し、紛争のない世界を実現するための国際的な関心の中で、積極的な役割を果たすことが求められている。そのため、政府に対して、以下を求めます。

1、日本政府に核兵器廃絶禁止条約への参加・署名・批准を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出ということで、提案したいと思います。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

これで見て今、最後の4行ぐらいが少しだけ違うよというような意見書ですかね。

○副委員長（石川紀子） はい。

○委員長（藤原正光） 委員の皆さん、今、新たな意見書のほう出てきたんですけれども、この意見書について、何か文言修正であったりとか、何かございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 意見書そのものを日本政府に出すことによって、題名の日本政府にというのと、1の文言の中の、1の日本政府にというのは削ってもいいかなというところと。

〔「削って、はい」の声あり〕

○委員（鈴木久裕） それから、最後の求めることというか、求めるのは我々で、日本政府は批准をすることという。

〔「もう1回言って。ちょっと」の声あり〕

○委員長（藤原正光） じゃ、今、説明します。タイトルが日本政府にというものは、もうそもそも日本政府に提出するので要らないのではないかという、消していいのではないかというようなこと

ですね。

それとあと、1、日本政府にという、核兵器廃絶というその日本政府、そこも日本政府も取ってはどうかという、今、御意見でした。

それと、その最後ですね、署名・批准を求めることというふうにならているんですが、署名・批准をすることに変わってはどうかというような御意見でした。

いかがですか。よろしいですか。御意見ありますか。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） すみません。今、日本政府を削ってはいかがかという御意見なんですけれども、実はそこをはっきりさせるところが、先ほど陳情者の方の説明のように、今、何を求めているかというところ、国そのものに意見を述べたいというところだったので、強調はされます。

実は、請願書の4行が先頭に立たなくてはならないという、その立場を先ほども説明しましたが、そこを求めているところではなくて、やっぱり一番は批准することという、日本政府に対する意見なので、それをきちっと伝えるためには日本政府という言葉は必要かなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（藤原正光） 日本政府にというのは入れたほうがやはりいいのではないかと御意見でしたけれども、そのほかの委員の皆さん、どのように思われますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 僕は、なくていいかなと正直思ったところでしたけれども。

〔「分かりました」の声あり〕

○委員（嶺岡慎悟） 基本的に、その市民の方が出すときに、多分掛川市議会に向けてだからこういう言葉になったのかなと思うので、日本政府に僕たちが求めてくださいねということでこのタイトルになったから、僕は、この意見書として出す場合は要らないでいいかなと、今までも多分そういう運用が多かったかなと思うので、僕はなくていいかなと思いましたがけれどもね、求めるも要らないし、この最後のところはと思っています。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） 分かりました。

○委員（嶺岡慎悟） すみません。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員長（藤原正光） 石川副委員長、納得していただけたようで。

○委員長（藤原正光） では、日本政府を。

〔「草賀さんが何か」の声あり〕

○委員長（藤原正光） 草賀委員。

○委員（草賀章吉） ちょっと事例見たらどうなの。入れるか入れないかという話がね。

〔「ほかのところはどうしているか」の声あり〕

○委員（草賀章吉） 確かに今は、団体の皆さんからは日本政府に言ってよということなんで、そこはいいんですけども。

○委員長（藤原正光） 今、草賀委員のほうから、ちょっと事例を参考にしたほうがいいのではないかという御意見をいただきましたので、今の話の中でいうと、取ってもいいんじゃないかというところの中で、一旦、これを意見書として、総務委員会として出していこうという今皆さんの御意見でまとまったかと思うんですけども、これをじゃどこへ出しましょうか。議長へ提出させていただいて、議運で諮っていただくという形でもよろしいですか。いいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、総務委員会のほうから議長のほうに提出をさせていただいて、議会運営委員会のほうで諮っていただくことにしたいと思います。

よろしいですか、皆さん。

〔「はい」の声あり〕

○委員長（藤原正光） では、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で請願第4号の審査を終了いたします。

それではここで、一旦休憩をさせていただきます。

午前10時38分 休憩

午前10時41分 開議

○委員長（藤原正光） それでは、再開をさせていただきます。

では、議案の審査のほうに入ります。

当委員会に付託されました議案は、議案第24号、掛川市部設置条例の一部改正についてをはじめ2件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、企画政策課の説明をお願いいたします。

〔企画政策課説明〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 2点確認というか、たしか、暮らし・環境部というのが新しくできるということでもありますけれども、静岡県のほうに暮らし・環境部がありますが、そこら辺と何か関係しているけれども、話聞くとそんなに、全然全く意図はしていないというようなイメージを持ちますけれども、そこら辺ちょっともう少しお話しただけならなと思っています。

○委員長（藤原正光） 中村企画課長。

○企画政策課長（中村光宏） 静岡県の暮らし・環境部と必ずしも一致はしておりませんが、今回、暮らしデザイン課という課をつくりまして、そこに移住定住推進であるとか、空き家対策、今、掛川市が最も重点的に考えている主要施策を置いたところですね、そこに市民課も今回、企画政策部から持ってきましたけれども、そういった市民生活に重点的なもの、環境政策も含めまして、暮らし及び環境に関することということで、一つの部にまとめたというところでもあります。

○委員（嶺岡慎悟） 分かりました。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

そのほかございますか。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） 新しく組織が変わるということは意図があることだとは思いますが、これはやっぱり市民が分かるかどうかというところで、どのような形で周知をさせていくのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 毎年、組織編成があった際には、広報かけがわにはまずお知らせいたしますので、今年もお知らせいたします。あと、ホームページ等を、またSNS等を活用しまして、市民には周知を図ってまいりたいと思います。

少し名称で分かりにくい部分もありますので、その辺も丁寧に、来訪されるお客様に、また関係する部署とか団体等にも説明をさせていただく予定であります。

以上です。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○副委員長（石川紀子） もう1つ。

○委員長（藤原正光） 石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） 実は、この形が毎年変わって、毎年というかですね、変わるので、それには先ほど話をしましたけれども、多分お考えがあつて上での編成だと思うんですが、実は、この

どこに何を聞きに行ったらいいかというのがだんだん分からなくなる、細分化されていくので。そういう内容も、やっぱりあそこの案内できちっと説明ができる体制が必要かと思うんですけども、そこまで、やっぱり移住定住も含めると、知らない方も入ってくる、外国籍の方も来るということを考えると、やっぱり手厚く説明していかないと分からない、この細分化されていけばいくほど分からなくなるんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 来訪される方については、総合案内のほうで御案内できるように、その辺の研修というか、充実は図っていきたいと思っております。

あと、特に窓口は、今現在も置いていますけれども、コンシェルジュさんがいて、どの窓口かということはやっておりますし、あとは、ホームページ上というか、手続ナビ的なものも今後、まずは事前にホームページ等で、自分が求めるものに対してどこに行けばいいかということとか、何を用意すればというようなことを事前に把握できるようなこともやっていって、なるべく目的のところに、事前に調べる方、またそうじゃない方も含めて、たどり着けるような努力は引き続きさせていただきたいと思えます。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○副委員長（石川紀子） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

二村委員。

○委員（二村禮一） ちょっと総務部について聞きたいんですけども、人事・総務部と財務部ですね。2つに分けたという理由がちょっと私はよく分からないんですけども、今まで総務に何かそんな特別な不便があったかと私は感じていないんですけども、あえてこれを何か2つに分けたという明確な理由は何ですか。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 現状の総務部は、今、7課ありまして、一番部の中では結構大きい部になっております。そういった守備範囲の広さもあって、やはり重要な人事とか、財政であるとか、あと税という部分を、7課あるとその辺もやはりちょっと規模的に大きいということで、あと今、なかなか財政的に厳しいということですので、税収入であるとか、税外収入も含めて、財政部門の強化ということもありまして、今回、財務部を単独にしたと。そういったもろもろの理由で、少し規模的なものとか、あと集中的にやはり専門性を持って事業を進めていくというあたりで、人事のほうも、人材育成とか人手不足も含めまして、人事戦略とか、そういったものも非常に重要と

なってきますので、その辺を、重要な部分を 2つに分解して、より充実させていくというような思いがあります。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（二村禮一） はい、まあいいでしょう。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 暮らし環境部のちょっと部としての統合目的というのがよく分からないんですけども、特に、暮らしデザイン課をここに持ってきた考え方とか含めて、ちょっと教えてください。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 先ほど言いました、今回、特に多死社会のまちづくりの考えの会議を含めて、やはり市長からも、空き家対策の充実ということもありまして、それを今では都市政策課の中にあっただけですけれども、やはりそこも単独の係ですけれども、分離したということで、空き家対策とか、移住定住も含めて、そういったものをやはり集中的に、空き家を利活用含めてやっていくということで、今回、その暮らしデザイン課というものを 1つ課として独立させたという意図がございます。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いや、何でここなのかなという考え方。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○理事兼企画政策部長（平松克純） 暮らし環境部を見ていただくと、環境と暮らしデザインと市民課ということで、市民に一番身近で直接関連するもの、それをここに暮らし環境部として 1つの部としたという意図で、この 3課を集めたということもあります。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） はい、いいです。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） もう 1点、すみません。

今の条例もそうですけれども、編成順、企画と総務が今回、経営企画部を上に出したというところがどういう意図というか、これからはこういう経営とかそういったのを、知事もそうかもしれな

いけれども、やっていきたいという思いなのか、そのあたり。多分意図があって、これを総務じゃなくて企画に上げたのかなと、編成順を変えたのかなと思うんですけども、そこら辺ちょっとお聞きできれば。

○委員長（藤原正光） 中村課長。

○企画政策課長（中村光宏） 総務部を分割したことも一つの理由となっておりますけれども、やはり、総合計画に基づいて、まずは経営戦略があった上で、そこに付随するいろんな様々な計画、財務も人事もそうですけれども、今回総合計画を改定する年でもありますので、今回の編成に合わせてまずは企画経営を第一にするという意味で、順序を変えさせていただきました。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（嶺岡慎悟） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） あと、今まで、都市建設部の中では、一応、都市政策はソフトをやって、実際は土木防災課がやってという、基盤整備は実際の事業というより県営事業の調整とか、そういうことだったみたいなんだけれども、今度、都市政策課へその事業部隊が入ってきて、その辺の区分はもちろん優先されたり、しっかりやるんだろうけれども、何かちょっとこの辺、今までのずっと方針から変えるに至った考え方をちょっと教えてください。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○理事兼企画政策部長（平松克純） 基本的には変わっていないと思っています。都市政策は主に計画、土木防災が実施部隊、維持管理が管理という中で、都市政策は計画もやるんですが、まちづくりの側面もありますので、都市政策に基盤を持って行って、町の基盤整備、あと都市政策係というのは、都市計画街路とか、その辺の整備もやっていきますんで、まちづくりの側面も持たせるということで、このような構成としました。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） じゃ、具体的には、この都市整備係、都市局エリアをやる、そういうイメージですか。

○委員長（藤原正光） 平松企画政策部長。

○理事兼企画政策部長（平松克純） はい、そのとおりです。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今、さっき、石川副委員長がおっしゃったように、やっぱりこう変わって分かりにくいとかね、市民の皆さんになるべく早く分かってもらえるように、その辺の周知はよくしてもらおうように考えてもらう。お手並み拝見ですけれども、それはそれでいいとして、なるべく市民の皆さん混乱しなうような努力はしていただきたい。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

鈴木委員のほうから、非常に分かりにくくて、やっぱり周知というのは大事じゃないかということで、まずはお手並み拝見ということで、御意見をいただきました。

今の御意見に対して、何か委員の皆さん御意見ございますでしょうか。別の御意見でも結構です。

石川副委員長。

○副委員長（石川紀子） 私は、やっぱり子供のほうにも力を入れていくということで、徳育センターを変えてこども家庭センターになるということは、その部分も実は声を大にして周知していただきたいとか、新しくなればなるほど、皆さんがどこに言ったらいいのとって、一応、ホームページとかで見て行くことはできるんですが、やはり区長さんたちは区長会があったりして、冊子で下りてくる。でも、やっぱりこちら側が求めていかないと入ってこない情報になってくるので、ちょうど今私はその老人にとっても、若い世代、子育て世代にとっても、どういう形で周知していくかという、やっぱりこっち側からも情報を与えていくということでは、本当に広報紙が一番大事になってくるような気がします。

これだけ細かくなってくると、本当にどこに行けば分かるかというのは、先ほど説明していただきましたけれども、そういう冊子を欲しいのと、1軒に1冊あれば見ながら、避難するのと同じように、家庭で困ったらこの行政書みたいのがあると、またちょっとちがうなというふうに思っています。今回、たくさんの方に分かれたということは、それだけ人材を確保して、力を入れていくということも見えたので、これで1年頑張っていたらいいなというふうには思いますが、以上です。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

子供に力を入れることはいいことですよということで、それを声を大にして言ってもらうことに。

○副委員長（石川紀子） 言ってもらいたい、ええ。

○委員長（藤原正光） 子育て世代への周知というのを大事にしてほしいという御意見でございました。

そのほかございますでしょうか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） お二人言ったとおりだと思いますし、来年 20周年ということで、くらしの便利帳をつくるということなので、多分そういったのが、参考にして、市民の方に周知していただければと思いますし、課も分かりやすいようになっているのか、期待したものができるとを期待したいと思いますけれども、全体としては、やっぱり鈴木委員もおっしゃっていますし、いろんなこれから期待したい、お手並み拝見だとは思いますが、観光シティプロモーションだったりとか、建築営繕も今までちょっと別のところでやったのを一つにまとめるとか、多分ちょっと変えてきたのを反省して、今回の形になった部分で結構あるのかなというふうに思いますので、本当お手並み拝見プラス、これが前、市長がこの全員協議会のときにも言っていましたけれども、これが5年なり、もうずっとここが本当に一般的になるような形を期待していきたいなというふうに、本当市民の方は結構混乱するのは確かだと思いますので、これが継続していただくことを期待したいなと思います。

以上です。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

くらしの便利帳というものを分かりやすくしてほしいよということで、これまでの変えてきたものの反省がここに今出てきているのではないかとということで、混乱しないよという御意見をいただきました。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了します。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） では、討論も終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第24号、掛川市部設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、議案第24号については、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

それでは次に、議案第46号、普通河川大溝川函渠他工事請負契約の締結についてであります。

それでは、行政課の説明をお願いいたします。

〔行政課説明〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対する質疑ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉） この必要性というのは何があるんだい。防潮堤の関係からこういうことになっているの。

○委員長（藤原正光） 稲垣課長。

○行政課長（稲垣琢也） おっしゃるとおりです。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結したいと思います。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、討議を終了いたします。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第46号、普通河川大溝川函渠他工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第46号については、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会へ付託されました議案の全ての審査を終了しました。

それでは、閉会に当たり、石川副委員長、挨拶を一言お願いいたします。

○副委員長（石川紀子） 今日もありがとうございます。

新しい体制になり、それと、防潮堤も完成に近づいてまいりましたので、できるだけいろいろなものが落ち着いて、継続されることを願い、今回の話合いはまとまるということで、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（藤原正光） それでは、以上で終了いたします。

午前11時 6分 閉会